**非消費支出(社会保険料・税額)の算定**

**Ⅰ　若年単身世帯**

若年単身世帯モデルの非消費支出（社会保険料・税額）を計算するには、当該世帯の収入がわかっていなければならない。2015年の愛知県最低生計費試算調査では、若年単身世帯のモデルとして、大学を卒業後就職して勤続3年の「25歳男性」および「25歳女性」を設定し、賃金（所定内給与）を月額21万円、年間一時金（賞与）を24万円、年収を276万円と想定した。この賃金額に最も近い調査結果は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（2015年）の5人～9人規模企業（愛知県・20歳～29歳・一般労働者・産業計・学歴計・男女計）の数値であった（所定内給与額212,075円、年間賞与他252,282円、年収2,797,182円、勤続3.3年、20歳台前半と後半および男女の数値の加重平均値）。

同様に、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』の最新の公表結果（2021年）から、5人～9人規模企業（愛知県・20歳～29歳・一般労働者・産業計・学歴計・男女計、20歳台前半と後半の加重平均値）の賃金額を計算すると、所定内給与額（6月分）218,716円、年間賞与他（前年１年分）224,933円、年収2,849,525円（勤続2.8年）である。2022年の『賃金構造基本統計調査』の公表は2023年3月頃と思われるので、ここでは、下記の方法により、2022年の賃金構造基本統計調査結果（月額、賞与他、年収）を推計した。

それは、厚生労働省『毎月勤労統計調査』結果（愛知県分、5～29人規模事業所・年齢計・一般労働者）の所定内給与（6月分）と賞与など特別給与（前年1年分）について、所定内給与は2021年6月と2022年6月の増減率、賞与など特別給与は2020年分と2021年分の増減率を計算し、この増減率を2021年の賃金構造基本統計調査結果（愛知県分、5～9人規模企業、20～29歳、一般労働者）に乗ずるという方法である。この方法で、計算したところ、毎月勤労統計調査結果の所定内給与の増減率は－0.3%、賞与他特別給与の増減率は－2.6%であった。要するに、2022年の賃金構造基本統計調査結果の推計は、2021年（月額218,716円、年間賞与他224,933円、年収2,849,525円）の結果と大差ない（やや減少している）ものとなる。

なお、愛知県経営者協会が2022年11月2日に公表した「2022年度 愛知のモデル賃金等調査結果について」によると、上記の想定に近い（規模計・総合職・大学卒・勤続3年）25歳のモデル賃金は、（所定労働時間内月例賃金）は月額227,414円である。

以上をもとに、**2022年の若年単身世帯の収入として、月額22万円、年間一時金（賞与）22万円、年収286万円**と想定し、下記のように、社会保険料と税額を算定した。

１．社会保険料（年金・健康・雇用保険料）

①厚生年金保険料

標準報酬月額は220,000円で、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）が18.3％（うち労働者負担分＝9.15％）であるから、本人負担分の保険料（月額）は20,130円となる。同様に、一時金220,000円の年間保険料は、20,130円である。

②健康保険料

標準報酬月額は220,000円で、全国健康保険協会（協会けんぽ、愛知県）の保険料率（2022年3月分以降）が9.93％（うち労働者負担分＝4.965％）であるから、本人負担分の保険料（月額）は10,923円となる。同様に、一時金220,000円の年間保険料は、10,923円である。

③雇用保険料

月額給与は220,000円で、雇用保険料率（一般の事業、2022年10月～）は1.35％（うち労働者負担分＝0.5％＊）であるから、本人負担分の保険料（月額）は1,100円となる。同様に、一時金220,000円の年間保険料は、1,100円である。

＊雇用保険料の労働者負担分は10月に0.3％から0.5%に引き上げられた。

④社会保険料（本人負担）の合計（月額）は、下記の通りとなる。

月額給与に対する社会保険料は、20,130円＋10,923円＋1,100円＝32,153円、これに一時金に対する社会保険料（20,130円＋10,923円＋1,100円＝32,153円）の月平均額（2,679円）を含めると、**34,832**円である。

２．税（所得税・住民税）額

①所得税(計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による）

年間給与収入2,860,000円の場合、給与所得控除後の金額は1,922,000円、

所得控除額＝社会保険料（32,153×12+32,153=417,989円）＋基礎控除（480,000円）=897,989円

課税所得額＝給与所得控除後の金額1,922,000円－所得控除額897,989円

＝1,024,011円≒1,024,000円

所得税額＝課税所得額1,024,000円×税率0.05＝51,200円

復興特別所得税額＝所得税額51,200円×税率0.021＝1,075.2円≒1,075円

＊復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税される。

年間所得税額＝51,200円＋1,075円＝52,275円、

所得税の平均月額＝52,275円÷12＝4,356.25円≒**4,356**円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市のWebサイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は3,300円、愛知県の県民税均等割額（年額）は2,000円である。

所得割額は、2021年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2021年分）控除・基礎控除を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税7.7％、愛知県の県民税2％）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。なお、2021年の収入と社会保険料は、2022年と同額として、以下のように算定する。

年間給与収入2,860,000円÷4,000円＝商715…余り0円

計算基準額=商715×4,000円＝2,860,000円

給与所得金額＝計算基準額2,860,000円×0.7－80,000円＝1,922,000円

課税所得金額＝給与所得金額1,922,000円－社会保険料控除417,989円

－基礎控除430,000円＝1,074,011円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。

市民税調整控除額=基礎控除50,000円×0.04=2,000円

県民税調整控除額=基礎控除50,000円×0.01=500円

市民税＝1,074,011円×0.077－2,000円（調整控除額）≒80,600円

県民税＝1,074,011円×0.02－500円（調整控除額）≒20,900円

したがって、住民税額（年額）は、3,300円＋2,000円＋80,600円＋20,900円＝106,800円となり、1カ月当たりでは**8,900円**である。

③税（所得税と住民税）の合計（月額）は、4,356円＋8,900円＝**13,248円**となる。

３．**非消費支出の合計（月額）＝**社会保険料34,832円＋税額13,248円**＝48,080円**

（参考：2015年調査の月額は、47,562円）

**Ⅱ　夫婦と未婚子2人世帯**

2015年の愛知県最低生計費試算調査で設定した「夫婦と未婚子2人からなる世帯モデルは、下記のとおりであった。

**30代夫婦と未婚子2人世帯モデル**（30代夫婦、小学生と幼稚園児の4人家族）。夫は30代で正規従業員として勤務、妻は30代で無職ないしパートタイマーとして勤務（夫の扶養家族、社会保険の適用外、以下同様）、子どもは小学生（名古屋市立小学校）と幼稚園児（名古屋市内の私立幼稚園）と想定。

**40代夫婦と未婚子2人世帯モデル**（40代夫婦、中学生と小学生の4人家族）。夫は40代で正規従業員として勤務、妻は40代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは中学生（名古屋市立中学校）と小学生（名古屋市立小学校）と想定。

**50代夫婦と未婚子2人世帯モデル**（50代夫婦、大学生と高校生の4人家族）。夫は50代で正規従業員として勤務、妻は50代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは大学生（名古屋市内の私立大学昼間部、家族と同居、夫の扶養家族）と高校生（名古屋市内の公立全日制高等学校）と想定。

以上を前提として、各世帯モデルの非消費支出（社会保険料と税額）を算出する際の夫の収入については、2015年の厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（愛知県分）より、企業規模別（5～9人、10～99人、100～999人）、年齢別（30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳）の一般労働者（男）の所定内給与額（2015年6月分）と賞与その他特別給与額（原則2014年1月～12月分）の単純平均を用いた。各年代別の夫の月収・一時金・年収（2015年の収入＝月収×12カ月＋一時金）は、以下のようであった（万円未満を四捨五入）。

30代の夫：月収（所定内給与額）29万円、一時金（賞与その他特別給与額）64万円、年収412万円

40代の夫：月収（所定内給与額）34万円、一時金（賞与その他特別給与額）80万円、年収488万円

50代の夫：月収（所定内給与額）37万円、一時金（賞与その他特別給与額）86万円、年収530万円

2022年の30～50代世帯の非消費支出を算定する際の夫の収入についても、2015年と同様に、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（愛知県分）の最新の公表結果（2021年）から、企業規模別（5～999人）、年齢別の一般労働者（男）の所定内給与額（2021年6月分）と賞与その他特別給与額（原則2020年1月～12月分）の単純平均を計算し、若年単身世帯の場合を参考に、2021年の結果と同額とした。各世帯のモデルの夫の収入は下記のとおりである。

**30代の夫：月収（所定内給与額）29万円、一時金（賞与その他特別給与額）78万円、年収426万円**

**40代の夫：月収（所定内給与額）35万円、一時金（賞与その他特別給与額）95万円、年収515万円**

**50代の夫：月収（所定内給与額）38万円、一時金（賞与その他特別給与額）100万円、年収556万円**

以上をもとに、社会保険料と税額を算定する。

１．社会保険料（年金・健康・雇用保険料）

夫以外の家族構成員は夫の扶養家族であるから、社会保険料負担が生じるのは夫と20歳以上の大学生（国民年金保険）である。

①年金（厚生年金と国民年金）保険料

厚生年金保険料額表より、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）は18.3％（うち労働者負担分＝9.15％）であるから、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。また、大学生の場合、20歳になると、国民年金保険料の納入義務が生じる（ここでは、学生納付特例制度を利用しないものとし、大学生は20歳または21歳とする）。2022年度国民年金保険料は月額16,590円である。

30代世帯モデル：標準報酬月額300,000円、保険料（年）＝27,450円×12カ月＝329,400円、一時金分の保険料（年）71,370円、計400,770円

40代世帯モデル：標準報酬月額360,000円、保険料（年）32,940円×12カ月=395,280円、一時金分の保険料（年）86,925円、計482,205円

50代世帯モデル：標準報酬月額380,000円、保険料（年）34,770円×12カ月=417,240円、一時金分の保険料（年）91,500円、

大学生の国民年金保険料（年）＝16,590円×12カ月＝199,080円、計707,820円

②健康保険料

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料額表（愛知県、2022年3月分以降）により、健康保険料率は9.93％（うち労働者負担分＝4.965％）と11.57％（40歳以上65歳未満は介護保険料を含む、労働者負担分＝5.785％） で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。

30代世帯モデル：標準報酬月額300,000円、保険料（年）＝14,895円×12カ月＝178,740円、一時金分の保険料（年）38,727円、計217,467円

40代世帯モデル：標準報酬月額360,000円、保険料（年）＝20,826円×12カ月＝249,912円、一時金分の保険料（年）54,957円、計304,869円

50代世帯モデル：標準報酬月額380,000円、保険料（年）21,983円×12カ月＝263,796円、一時金分の保険料（年）57,850円、計321,646円

③雇用保険料

雇用保険料率（一般の事業、2022年10月～）は1.35％（うち労働者負担分＝0.5％＊）で、保険料は賃金総額（年収）に保険料率を乗じた額であるから、各世帯モデルの労働者負担分の保険料は下記のようになる。

＊雇用保険料の労働者負担分は10月に0.3％から0.5%に引き上げられた。

30代世帯モデル：保険料（年）21,300円、40代世帯モデル：保険料（年）25,750円、

50代世帯モデル：保険料（年）27,800円

④社会保険料（本人負担）の合計額（年）は、下記の通りである。

30代世帯モデル：639,537円、40代世帯モデル：812,824円、

50代世帯モデル：1,057,266円（大学生の国民年金保険料を含む）

２．税（所得税・住民税）額

夫以外の世帯構成員は夫の扶養家族であるから、税（所得税と住民税）負担が生じるのは夫のみである。

①所得税(計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による）

ここでは、社会保険料控除・配偶者控除（38万円）・一般扶養親族控除（38万円）・特定扶養親族控除（63万円）・基礎控除(48万円)以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般控除対象扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。なお、復興特別所得税額として、基準所得額（ここでは所得税額）に2.1％の税率を乗じた額が加算される（復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税）。各世帯モデルの所得税額と復興特別所得税額は下記の通りである。

30代世帯モデル：夫の年収4,260,000円の場合、給与所得控除後の金額は2,968,000円、

所得控除額＝社会保険料（639,537円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋基礎控除（480,000円）=1,499,537円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額2,968,000円－所得控除額1,499,537円

＝1,468,463円≒1,468,000（千円未満切り捨て、以下同様）

所得税額＝課税所得額1,468,000円×税率0.05＝73,400円

復興特別所得税額＝所得税額73,400円×0.021＝1,541.4円≒1,541円（1円未満切り捨て、以下同様）、

年間所得税額計74,941円

40代世帯モデル：夫の年収5,150,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,678,400円、

所得控除額＝社会保険料（812,824円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋基礎控除（480,000円）=1,672,824円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額3,678,400円－所得控除額1,672,824円

＝2,005,576円≒2,005,000円

所得税額＝課税所得額2,005,000円×税率0.1－控除額97,500円＝103,000円

復興特別所得税額＝所得税額103,000円×0.021＝2,163円、

年間所得税額計105,163円

50代世帯モデル：夫の年収5,560,000円の場合、給与所得控除後の金額は4,008,000円、

所得控除額＝社会保険料（1,057,266円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋扶養控除（380,000円＋630,000円）＋基礎控除（480,000円）=2,927,266円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額4,008,000円－所得控除額2,927,266円

＝1,080,734円≒1,080,000円

所得税額＝課税所得額1,080,000円×税率0.05＝54,000円

復興特別所得税額＝所得税額54,000円×0.021＝1134円、年間所得税額計55,134円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市のWebサイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は3,300円、愛知県の県民税均等割額（年額）は2,000円である。

所得割額は、2021年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2021年分）控除・配偶者控除（33万円）・一般扶養親族控除（33万円）、特定扶養親族控除（45万円）・基礎控除（43万円）を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税7.7％、愛知県の県民税2％）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。所得税額の算定と同様に、上記以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。

なお、2021年の収入と社会保険料は、2022年と同額として、各世帯モデルの住民税額を以下のように算定する。

30代世帯モデル

年間給与収入4,260,000円÷4,000円＝商1,065…余り0円

計算基準額=商1,065×4,000円＝4,260,000円

給与所得金額＝計算基準額4,260,000円×0.8－440,000円＝2,968,000円

所得控除額＝社会保険料（639,537円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋基礎控除（430,000円）=1,399,537円、

課税所得金額＝給与所得金額2,968,000円－所得控除額1,399,537円

＝1,568,463円≒1,568,000円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)であるから、

市民税の調整控除額＝100,000円×0.04＝4,000円、

県民税の調整控除額＝100,000円×0.01＝1,000円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額1,568,000円×0.077－調整控除額4,000円

＝116,736円≒116,700円

県民税の所得割額＝課税所得金額1,568,000円×0.02－調整控除額1,000円

＝30,360円≒30,300円

均等割額（市民税＋県民税）5,300円、 住民税計152,300円

40代世帯モデル

年間給与収入5,150,00円÷4,000円＝商1,287…余り2,000円

計算基準額=商1,287×4,000円＝5,148,000円

給与所得金額＝計算基準額5,148,000円×0.8－440,000円＝3,678,400円

所得控除額＝社会保険料（812,824円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋基礎控除（430,000円）=1,572,824円、

課税所得金額=給与所得金額3,678,400円－所得控除額1,572,824円

＝2,105,576円≒2,105,000円

課税所得金額が200万円超、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)で、10万円－（2,105,000円－2,000,000円）＝－5,000円であるから、

市民税の調整控除額＝50,000円×0.04＝2,000円、

県民税の調整控除額＝50,000円×0.01＝500円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額2,105,000円×0.077－調整控除額2,000円

＝160,085円≒160,000円

県民税の所得割額＝課税所得金額2,105,000円×0.02－調整控除額500円＝41,600円

均等割額（市民税＋県民税）5,300円、 住民税計206,900円

50代世帯モデル

年間給与収入5,560,000円÷4,000円＝商1,390…余り0円

計算基準額=商1,390×4,000円＝5,560,000円

給与所得金額＝計算基準額5,560,000円×0.8－440,000円＝4,008,000円

所得控除額＝社会保険料（1,057,266円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋扶養控除（330,000円＋450,000円）＋基礎控除（430,000円）=2,597,266円、

課税所得金額=給与所得金額4,008,000円－所得控除額2,597,266円

＝1,410,734円≒1,410,000円

課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は33万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円+一般扶養控除50,000+特定扶養控除180,000)ででるから、

市民税の調整控除額＝330,000円×0.04＝13,200円、

県民税の調整控除額＝330,000円×0.01＝3,300円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額1,410,000円×0.077－調整控除額13,200円

＝95,370円≒95,300円

県民税の所得割額＝課税所得金額1,410,000円×0.02－調整控除額3,300円

＝24,900円

均等割額（市民税＋県民税）5,300円、　　　　　　住民税計125,500円

③税（所得税と住民税）の合計額（年）は、下記の通りとなる。

30代世帯モデル：74,941円+152,300円＝227,241円、

40代世帯モデル：105,163円+206,900円＝312,063円、

50代世帯モデル：55,134円+125,500円＝180,634円

３．各世帯モデルの非消費支出（月額）

30代世帯モデル：（639,537円＋227,241円）÷12=72,231.5≒**72,232円**（68,756円）

40代世帯モデル：（812,824円＋312,063円）÷12=93,740,5≒**93,741円**（85,566円）

50代世帯モデル：（1,057,266円＋180,634円）÷12=103,158.3

≒**103,158円**（97,224円）

＊（　）内は2015年調査の月額